**令和２年度大阪府立母子・父子福祉センター事業計画**

参考資料２

(１)母子家庭等就業・自立支援センター事業

ひとり親家庭の親は、子育て等のため、時間など一定の制限があり、パート、臨時職員といった不安定な雇用が多く、就労による収入が低い水準にととまっており経済的に自立できるよう支援することが必要です。また、ひとり親家庭等が抱えている課題は、多くが複雑に重なり合っていることから、総合的な支援策を実施していく必要があります。このため、ひとり親家庭等が就業と子育ての両立を図ることができるよう、専門相談員による就業相談から就職情報の提供、就業支援講習会の開催、育児や子育てに関する生活相談や、養育費問題をはじめとした法律相談を行うなど、就業支援と生活支援を組み合わせた就業・自立支援センター事業を展開します。

①就業支援事業（随時）

　➢就業等相談対応

　➢職業紹介・就労斡旋

　➢求人企業開拓

➢就職活動における、会社訪問や面接時のスーツ等の貸し出しやメイクの指導

➢履歴書や職務経歴書の書き方指導、模擬面接の実施

②就業支援講習会事業

　　社会情勢の変化なども踏まえ、ニーズが高く、より就業に結びつきやすい就業支援講習会を実施します。また、講習会終了後に受講生に個別にアンケート調査等を行い講座に関する意見等を調査し、継続してひとりひとりに細やかな支援を実施します。また、講習会時間中は、託児サービスを実施します。

➢講習カリキュラム

　・試験対策

　　パソコン初級（ワードの基礎とエクセル３級）、登録販売者、

日商簿記、医師事務作業補助者、介護福祉士

・研修

介護職員初任者研修、介護福祉士実務者研修

・受験対策

正看・准看護師養成校受験対策講座

③就業情報提供事業（随時）

➢求人情報の提供

➢応募希望する職業にかかる解説情報等

➢郵便及び電子メールによる提供

④面会交流・養育費支援事業（随時）

養育費専門相談員を配置し、ひとり親家庭等が抱える生活や子育て、面会交流、養育費の確保、財産分与等の悩みについて電話や面接による相談を行います。また、離婚前の方の相談にも応じます。

　➢専門機関との連携による面会交流支援

　➢生活・養育費相談

　➢法律相談

⑤相談関係職員研修支援事業（年４回）

各福祉事務所に配置された母子・父子自立支援員の資質の向上及び相談技術のスキルアップを目的として開催します。

　➢研修テーマ

「ひとり親家庭等の福祉施策」、「人権研修」、「対人援助のための相談面接技術」、　　　　　　　「養育費・面会交流について」、「支援者のメンタルヘルス、事例検討」　等

(２)ひとり親家庭等日常生活支援事業

　ひとり親家庭及び寡婦が、就労等の自立に必要事由や疾病により、一時的な介助、保育等日常生活に支障が生じた場合等、多様なニーズに応じて家庭生活支援員（ヘルパー）を派遣し支援を行います。制度の周知と利用促進及び新規家庭生活支援員の確保に努めます。

①家庭生活支援員(ヘルパー)派遣（随時）

ひとり親家庭等を対象に技能習得のための通学や就職活動等、一時的に生活援助や保育サービスが必要な家庭に対し、保育士等の資格を有する者など一定の要件を備えた家庭生活支援員を派遣します。

②家庭支援員研修（年1回程度）

　　「児童の発達と遊び」や「健康管理と緊急対応」等、家庭生活支援員として必要な知識を習得するとともに、例えば新型コロナウィルス対策に関する知識など時宜に応じた研修内容を取り入れることで、家庭支援員の資質向上を図ります。

➢研修テーマ

「新しい生活様式について」、「リスク対策、手洗い、健康チェック、食事方法等の実演や具体的な方法」、「絵本の読み聞かせ」、「救急対応の仕方」、「あそび（遊具がなくても遊べる方法）」　等

(３)ひとり親家庭等生活向上支援事業

　ひとり親家庭等からの育児や家事、健康管理等の生活一般に係る相談に応じ、必要な助言や各種支援策の情報提供等を行います。また、家計管理、子どものしつけ・育児等に関する専門家による講習会を開催し、生活の向上を図ります。

①ひとり親家庭等生活相談支援事業（随時）

　ひとり親家庭等が抱える生活や子育て等、様々な悩みに対応するため、面接相談や電話による相談のほか、来館や電話が出来ない方には、ホームページからメールによる相談にも対応します。

②家計管理・生活支援講習会事業（年２回開催）

家計管理、子どものしつけ・育児や養育費の取得手続き等に関する講習会を開催、また離婚前の方の相談にも応じます。

　➢講習会テーマ

「食育を通じた家計管理や子どものしつけ」「親を育てる子育て勉強会」、「養育費確保や面会交流に関する勉強会」　等